平成２２年（フ）第５３０号
堺市堺区香ケ丘町１―５―13　レジデンス高木203号、住民票上の住所堺市中区新家町645番地31
債務者　山下小夜子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
堺市北区北長尾町１丁６番24号
債務者　横井　敦子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
大阪府松原市阿保１丁目９番20号
債務者　矢野　浩幸
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
大阪府藤井寺市国府２丁目10番48号、前住所大阪府藤井寺市林５丁目８番20―1205号
債務者　渡辺　正信
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５５号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番６―202号
債務者　北山　　亨
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
堺市南区鉢ヶ峯寺103番地14
債務者　川岸　高明
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４０号
堺市中区深井清水町3514番地　グランドールエコー深井402号
債務者　山中　陽夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
堺市堺区向陵中町４丁３番12号　南海ハイツ206号、前住所堺市堺区住吉橋町１丁５番５号　パレス住吉橋407号
債務者　毛穴亜紀子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８６号
大阪府南河内郡河南町大字東山686番地の５302号
債務者　田中　和世（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
堺市東区日置荘西町３丁９番12―201号
債務者　竹本　浩子（旧姓末盛・稲数）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
香川県高松市鹿角町454番地１
債務者　和泉　弘志
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５６号
香川県高松市西春日町1227番地８
債務者　富田　晃成
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５６号
山形県鶴岡市本田甲139番地
債務者　若生　恒吉
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５７号
山形県鶴岡市本田甲139番地
債務者　若生　　孝
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５８号
山形県鶴岡市本田字八百地139番地
債務者　若生　和宏
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１７号
福島県会津若松市御旗町４番56号、前住所福島県会津若松市緑町２番５号
債務者　川村　　洋
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
新潟県村上市山居町２丁目14番11号
債務者　飯沼　栄二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８５号
新潟県村上市山居町２丁目７番34号
債務者　小林　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで　新潟地方裁判所新発田支部